

○東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

〔平成23年4月14日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日

（趣旨）

第1条 この基準は、本学美術学部の学生（大学院美術研究科の学生を含む。）が授業を欠席する場合において特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により美術学部（以下「学部」という。）が認めた授業欠席をいう。

（特別の事由）

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1）忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- （2）教育実習（期間中及び実習の為の打合せ）
- （3）介護等体験（期間中及び事前指導）
- （4）古美術研究旅行
- （5）五芸祭実行委員（全日程）及び体育大会参加者（開催日のみ）
- （6）その他学部教授会が認めた特別事由

（承認手続）

第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。ただし、前条第6号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める公欠届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

（公欠の対象となる科目）

第6条 公欠の対象となる授業科目は、学科授業及び実技授業とする。

2 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（雑則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関し必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。